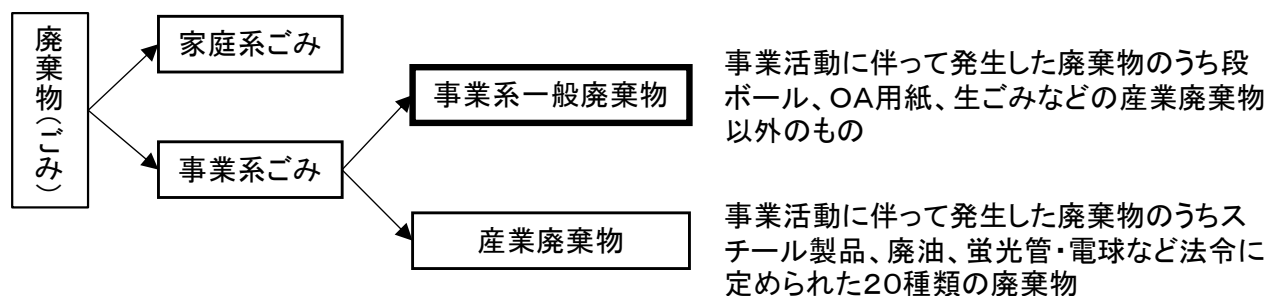


事業系一般廃棄物の適正な処理について

事業系一般廃棄物について

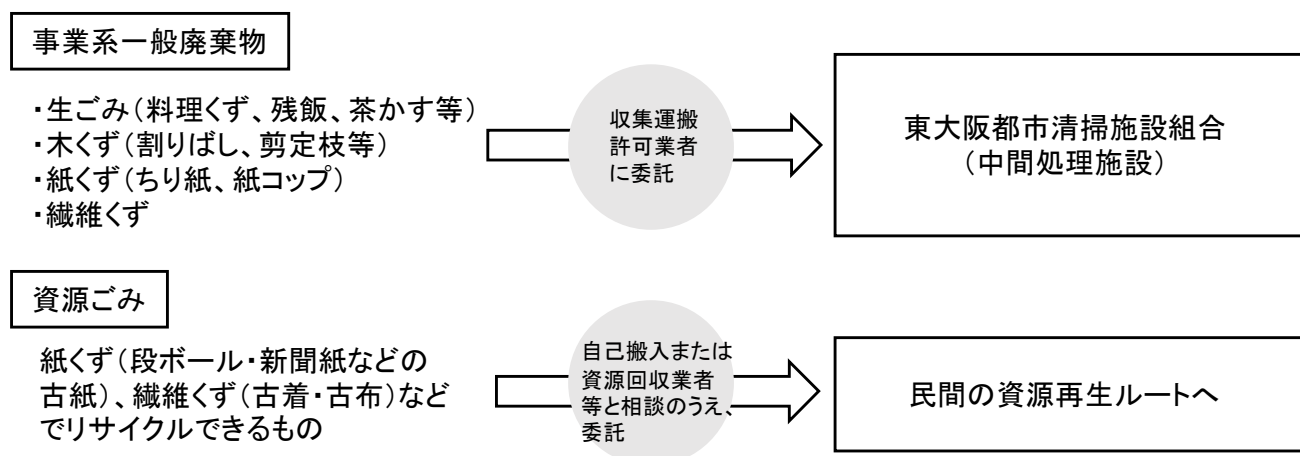


排出事業者の責務について

廃棄物処理法では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と明記されています。さらに、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用などを行うことによりその減量に努めるなどの事業者の責務が定められています。

事業系一般廃棄物の適正な処理について

事務所・事業所・店舗などで、事業活動から排出される事業系一般廃棄物は、**東大阪市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者に依頼**(収集運搬業務を委託)して適切に処理してください。



ご注意ください

- ◆ 許可業者に委託する場合は、料金・排出量・排出方法・収集日時・資源ごみの扱い等について、事前に相談してください。
- ◆ 東大阪市の許可業者以外へ処理を委託することは、廃棄物処理法に違反します。
- ◆ 廃棄物処理法には「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と明記されており、違反者には罰則規定があります。

問合せ先

- 収集運搬の許可業者に関すること

東大阪清掃事業協同組合

TEL 06-6783-0053

月～金(休日・祝日除く) 9:00～15:00

- この通知文に関すること

東大阪市環境部 環境事業課

東大阪市荒本北1丁目1番1号

TEL 06-4309-3200

FAX 06-4309-3829

家庭ごみの排出など お困りではありませんか？

家庭ごみを、ごみ集積所（ステーション）へ持ち出すことが困難な
高齢者や障害者の方などはいらっしゃいませんか？

当市では市職員が毎週1回決められた曜日に戸別訪問し家庭ごみなどを収集しています。

◇収集することができるもの

- ▽家庭ごみ
- ▽あきかん・あきびん
- ▽不燃の小物
- ▽プラスチック製容器包装
- ▽ペットボトル



普通救命講習を修了した職員が
収集に伺います。
また、ご希望があれば、**お声かけ**
いたします！

◇対象

家庭ごみなどをごみ集積所まで持ち出すことが困難で次のいずれかに該当する方

- ▽要介護認定で要介護度2以上の方
- ▽身体障害者手帳の交付を受け、かつ障害の程度が1級または2級の方
- ▽療育手帳の交付を受け、かつ知的障害の程度がAの方
- ▽精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ障害の程度が1級の方



上記の対象要件に該当しない方でお困りの方…
まずは 北部環境事業所 へご相談ください。



◇申請方法

申請書に必要事項を記載し、必要書類を添えて郵送または直接お持ちください。
申請書は北部環境事業所、市役所 環境事業課（本庁15階）で配布しています。
また、市ウェブサイトからダウンロードすることもできます。



◇申請・問合せ先

北部環境事業所

〒577-0046 東大阪市西堤本通西2-1-16
電話 06-6789-1851 F A X 06-6789-9044

市役所 環境事業課

〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1
電話 06-4309-3200 F A X 06-4309-3829